

式子内親王「梅勿忘春」歌

高田 友

(しよくしなしいしんわううめはるをわするなかれのうた)

式子内親王は後白河院皇女、仁平三年(一一五三)御出生と傳へらる。平治元年(一一五九)、七歳にして内親王宣下かつは齋院卜定を受けたまひ、嘉應元年(一一六九)退下あらせらるるまで、十年に亙りて賀茂齋院を勤めたまふ。

薨去あらせられしは建仁元年(一二〇一)。この年、後鳥羽院、通具・有家・定家・家隆・雅經・寂蓮全て六人に、新古今和歌集撰進の命を下し給ふ。(但、寂蓮はこの年入寂)

敕に應じて撰進ありしは元久二年(一二〇五)の儀なれば、内親王は既に鬼籍に入らせたまひけるが、なほ、西行・慈円・良經・俊成に次ぐ第五位なる四十九首の入集にっしよあらせられ、享年四十九と暗合せり。(定家は四十六首)

「式子」は「しよくし」と読み奉るが慣例なれど、「しきし」も過ちなるにはあらず。「式」字、シヨクは漢音、シキは呉音。僧ならねば漢音が常なり。また、訓ずれば「のりこ」との由。「式」とは現代語にても「型どほりに行ふ作法行事」の謂ひなれば、「規則・典・法」杯に相通ずるあり、斯くは訓みて安んぞ異とする所あらむ。

新古今和歌集卷第一「春歌 上」に入集せる御歌は三首あれど、その一は左の如し。

ながめつる春は昔になりぬとも軒端の梅は春を忘るな

梅に向ひて、忘ることなく咲けよと訴ふる歌は古來少なからず。萬葉にも、左の歌あり。

萬代に年は來經とも梅の花絶ゆることなく咲きわたるべし

(筑前介佐伯子首〈ちくぜんのすけさへきのこびと〉 八三〇番)

さは奈良の御代に、大宰帥なりし大伴旅人、梅花の宴にて詠ませたりし三十二首の一なりき。

然れども、就中名高きは、道眞の大宰府遠流をんるに遭ひし折の歌なるべし。

東風吹かば匂ひ起せよ梅の花あるじなしとて春な忘れそ

この梅の花、道眞を慕ふの餘りに、都より空を渡りて大宰府へ飛び行けりとの逸話あり。道眞大宰府に憤死したるの年に、都には平將門出生あり。道眞死して將門と化し、北家一門に復仇せむがために、承平の亂出来しゅつたいしたりとも傳へらる。將門、逆賊となれど、藤

氏の中にて獨り舊主貞信公忠平にのみ盡忠忘れざりしは、公の妻女に道眞外孫あればのゆるならむか（道眞女衍子へえんし・のぶこ）すなはち宇多天皇女御、その女順子忠平に嫁ぎて實頼母たり／異説あり）。且又、將門討死して其の首、都にて獄門にかけらるるも、再起を期して關東へ飛びて歸れりとは將門記に記せる所なり。さならで首桶に収めて關東へ運びたりとの申し條あれど、いづれ史實なりやは定かならず。あるいは將門は道眞の化身にはあらで、其の梅の花の化身なりしか。

閑話休題するに、この時期の軍記物の読み、注意すべきものあり。「將門記」「義經記」「源平盛衰記」はそれぞれ「しやうもんき」「ぎけいき」「げんぺいしやうずゐき」と有職讀みをすべし。「衰」を濁らざる「げんぺいしやうすゐき」は不可。

さてまた、三百年を経て、源實朝出づ。出生は父頼朝に征夷大將軍宣下のありし建久三年（一一九二）なれば、新古今集撰進の砌にはいまだ十四歳、入集叶はざりき。但、此の年初めて十二首の作歌をしたりとの記録あり。而して、貞永元年（一二三二）實朝歿後十三年、後堀河天皇の敕に成る新勅撰和歌集に入集し、以後十三代集に九十二首の入集を果せり。

實朝に左の歌あり。

出でていなば主なき宿となりぬとも軒端の梅よ我を忘るな

建保七年（一二一九）一月、槐門に非ざるに一人（右大臣）仰せ付けられ、鶴岡八幡宮に參じて拝賀せるをり、甥の公曉に弑逆せられて竟んぬ。この歌、その日、屋敷を出づるに當りて詠じたりとぞ。

死の豫兆ありて作りたりとこそは喧傳せらるれ、如何にも如何にも面妖なる歌にして、剩へ此れを書きとどめたるは東鑑のみなれば、あるいは後人の實朝に假託して詠みたるにあらざやとも疑はる。然りと雖も、斯の如き名歌、實朝ならで誰かまた能く思ひ寄るべき。

此の歌、道眞の歌を本歌取りしたるとの評高し。宜なるかな。

而して、實朝にまた左の歌あり。

玉だれのこがめにさせる梅の花萬代經べきかざしなりけり（金槐和歌集）

とこしへのかざしたれとの願ひのみならず、「萬世」「經（ふ）」の文字遣ひ、右に述べたる佐伯子首の歌を本歌取りしたるに非ずやとなむ思はる。而して、遭難の朝に詠みたる「出でていなば」の歌も、子首の歌を念頭に置きて作りたるに相違なし。

而して、道眞もまた佐伯子首の歌を本歌取りしたりと察せらるるの儀あり。同じ大宰府に配流せられむとの時に、この歌を思ひて、梅の花に我が悲運を訴へたりけむ。

さはさりながら、實朝の梅の歌に最も近き本歌に比定せらるべきは、内親王の「ながめつる」の歌にあらずや。「なりぬとも」より後は「は」と「よ」は格別、餘は悉皆異なるなし。しかのみならず加之、「今は昔に」と「主なき宿と」とは相通ずる所あり。さなきだに、おしなべて實朝の斬新なる歌風は、あるいは式子を範としたりけむ。

また、式子薨じたるは實朝十歳の砌なりき。抑々實朝の敷島の道に志したるは、式子の訃に接して、思春の胸に感ずる所ありしによるにあらずやと、さは我が詮なく夢想する所以なり。ゆゑん

實朝、式子の後繼たらんと發願したるの儀なきにしもあらずと言ひては越俎の誹りを免れざらむか。

(令和四年一月二十九日受附)